

東京大学グローバルキャンパス推進本部長 殿

① 記入

2022年 10月 21日 学部/研究科 教養学部 (前期課程) 学年: 学部1年

② 選択肢から選択

学籍番号 1234567 氏名 東大 花子 署名 東大 花子

③ 自署 (電子署名も可) ※①を入力・②を選択後

私は、東京大学グローバルキャンパス推進本部担当プログラム (Go Global Gateway キャンベラ・シドニーウインタープログラム) 派遣学生として渡航及びその手続きを進めるにあたり、派遣国・地域では自身で安全を確保しなければならないことを理解し、自覚と責任をもって、安全と健康に十分な注意を払うことを誓います。そして、下記の事項を承諾・厳守することを誓約し、渡航を希望します。なお、誓約事項に反した場合は、プログラム参加の取消し、東京大学からの支援の停止があることを理解しています。

1. 派遣国・地域が新型コロナウイルス感染症の影響により、外務省による「感染症危険情報」レベル2(不要不急の渡航は止めてください。)または3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))である場合も、そのことを理解し、自らの判断と責任で渡航します。
2. 渡航中における新型コロナウイルス感染症への感染については、自らの判断と責任で対処します。
3. コロナ禍による不確定な世界情勢下で渡航準備を進めることになるため、結果的に渡航を伴うプログラム参加を断念せざるを得なくなる可能性が十分にあることを理解します。また、プログラム参加に係る費用(パスポート、航空券等の手配、プログラム料、宿泊費、検査費用、証明書発行費用等)に関しては、プログラム参加を断念した場合であっても、その費用は自らの負担となることや変更に伴うキャンセルポリシーを理解しています。
4. 渡航が許されるには次の3つの条件を満たす必要があることを十分に理解し、満たせない場合は、渡航を伴うプログラム参加を断念します。①派遣先の協定校が、本プログラムの対面受入を実施していること。②派遣国及び派遣先の協定校が感染症に対して十分な対策を講じていること。③プログラム参加時の所属部局が当該学生の派遣を認めていること。
5. 対面プログラム参加中の保険として、公益財団法人日本国際教育支援協会(JEES)の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に必ず加入します(加入に要する経費は自己負担)。
6. 対面プログラム参加中の危機管理対策として、日本エマージェンシーアシスタンス(株)の派遣学生危機管理サービスOSSMA(Overseas Student Safety Management Assistance)に必ず加入します(加入に要する経費は自己負担)。
7. 渡航前に、以下の全ての条件を満たす必要があることを十分に理解し、満たせない場合は、渡航を伴うプログラムの参加を断念します。
 - ① 派遣国・地域・航空会社の条件
渡航先の国・地域による入国制限がない、または航空会社利用条件や入国条件(ワクチン接種証明や陰性証明書の提示、自己隔離等の防疫措置)を満たすことができ、かつ、プログラム開始に支障を来さない時期までに渡航できる見込みがあること。
 - ② 派遣先の協定校の条件
協定校による入構制限がない、または入構条件(ワクチン接種証明や陰性証明書の提示)を満たすことができ、かつ、プログラム開始に支障を来さない時期までに入構できる見込みがあること。
8. 派遣国・地域の政府からの指示や在外公館からの通知に注意を払い、現地の法令を遵守するとともに、責任のある行動をとります。
9. 派遣国・地域の治安や感染症の状況により、東京大学がプログラムの中止・延期または帰国勧告をする場合があることを理解し、その場合は速やかに指示に従います。
10. 日本への帰国(または再入国)時と帰国(または再入国)後の水際対策措置を確認し、順守します。
11. 別紙「新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2及び3に指定された国・地域への渡航前に確認すべき項目」の内容を全て確認し、了承します。(感染症危険情報レベルは今後変わりえるため、対面プログラム参加希望者は全員、別紙内容の確認・了承が必要です。)

上記に同意し、学生本人が上記誓約事項を遵守することを保証します。

全て記入。電子署名・電子押印可

保証人等氏名: _____ 印 _____ 続柄 (関係) _____

保証人等住所: _____

電話番号: _____ E-mail: _____

記入された保証人等の個人情報は、プログラム実施のために利用し、それ以外の目的では利用しません。

(別紙) 新型コロナウイルス感染症の影響により感染症危険情報レベル2及び3に指定された
国・地域への渡航前に確認すべき項目

- (1) 派遣国・地域における最新の感染状況を把握している。
- (2) 派遣国・地域への入国時における水際措置（PCR 検査、証明書提出、自己隔離の有無やその期間等）について、派遣国・地域の定める措置や条件を理解し、その措置を取ることができる。
- (3) 派遣国・地域における感染拡大抑止のための法令（マスクの着用等）を把握している。
- (4) 派遣国・地域で感染の疑いが生じた場合や濃厚接触者として指定された場合、あるいは感染した場合に派遣国・地域において取るべき行動や相談先（次のとおり）を具体的に把握・理解している。
 - ① 相談できる機関：協定校の留学生担当窓口または大学指定の公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）の学研災付帯海外留学保険「付帯海学」に付帯している海外総合サポートデスク及び OSSMA ヘルプライン
 - ② 検査できる機関：同上
 - ③ 受け入れ可能な医療機関：同上
- (5) 派遣国・地域が情勢不安定な中で起こる様々なリスク（医療や大学のサポートが制限されるリスク、自由な移動が制限されるリスク等）を承知している。
- (6) 派遣国・地域において、救援・救護が必要になった場合でも、渡航先の国における入国制限によって、日本から家族や大学関係者が、速やかに又は全く入国できないことがあることを理解している。
- (7) 日本への帰国（または再入国）時と帰国（または再入国）後の最新の水際対策措置を把握し、水際対策措置が変更し得ることやその後の予定に影響し得ることを理解している。
- (8) 今後、派遣国・地域において（再）流行した際に取りべき対応を理解している。
- (9) 派遣期間中～帰国後、東京大学と派遣先の協定校が定める各種報告事項（感染対策関わる健康情報等を含む）がある場合は、速やかに対応する。